

※大変申し訳ありませんが、個々のお問い合わせにつきましては対応が難しい状況ですので、関連すると思われる書類に関してはすべてご提出ください。提出いただいた書類に不備等がある場合には、本学生生活支援グループからお電話させていただきます。

よくあるお問い合わせ

Q 1. 締め切り日に間に合わない書類があるのですが、どうすればいいですか？

A 1. 間に合わない書類がある旨を明記した紙を同封して、準備できる書類のみ、取り急ぎ期日までに提出してください。その後、間に合わなかった書類が準備でき次第、提出してください。

Q 2. 令和元年分の所得証明書が取得できません。

A 2. 令和元年分の源泉徴収票のコピーか、もしくは確定申告書（控）のコピーを提出してください。

Q 3. 受給証明書又は公的証明書の写しが提出できません。

A 3. 国や地方自治体の公的支援に申請中でしたら、申請書や申請フォームの写しと「公的支援の証明書を提出できない場合の申告書」に、公的支援に申請中の旨を記載して提出してください。（公的支援の一例は上記をご確認ください。）

公的支援制度に申請していない場合は、「公的支援の証明書をできない場合の申告書」に申請していない理由を明記して提出してください。

※公的支援の証明書には、免許証やマイナンバー通知カード等は該当しません。

Q 4. 家族の中に就労者がいるが、会社から在宅勤務を命じられていて、年収（月収）見込証明書に会社の署名と印鑑をもらえません。

A 4. 取り急ぎ、2020年度分（4月と5月）の給与明細のコピーを提出し、年収（月収）見込証明書が取得でき次第、提出してください。

Q 5. 収入のない家族についても所得に関する書類を提出するのですか？

A 5. 収入がない家族の方に関しても、必ず令和元年度の所得証明書を提出してください。（期日までに間に合わない場合は、その旨を記載した紙を同封し、後日、取得でき次第、提出してください。）